

# 地方分権改革推進委員会第3次勧告への対応について

	[ページ数]
○ 学校設置基準関係 . . . . .	p 1
○ 義務標準法関係 . . . . .	p 2 8
○ へき地教育振興法関係 . . . . .	p 4 3
○ 認定こども園関係 . . . . .	p 5 8

平成21年11月16日(月)

文部科学省

# 学校設置基準関係

# 学校設置基準について

- 憲法第26条、教育基本法に基づき、国は、地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力の下、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の一定の教育水準や安全を確保する責務を負っている。
- そのため、学校教育法第3条に基づき、国は国公私立共通の最低の基準を定めている。
- 学校設置基準は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として、学校教育法の根幹にかかわるものであり、義務教育を含めた学校教育制度全体の在り方の問題である。

## <関係条文等>

### ○ 憲法(抄)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

参考①:『憲法』(第3版)芦部信喜著・248頁より

「国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。この要請を受けて、教育基本法及び学校教育法等が定められ、小・中学校の義務教育を中心とする教育制度が設けられている」

参考②:『憲法』(第3版)佐藤幸治著・626頁より

「…国民すべて教育をうける権利をもち、保護する子女に教育を施す権利をもつといっても、国民各人が自らなしうるところには限界がある。かかる権利を有意的なものとするには、教育施設や教育専門家の助けが必要である。技術文明の進展は、この必要性を一層切実なものとするに至った。したがって、現代国家にあって、教育を受ける権利とは、国家に対し合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利を意味せざるをえないことになる。」

参考③:『憲法』(第3版)佐藤幸治著・626～627頁より

「…二六条に保障する「教育を受ける権利」とは、国民が「幸福追求権」の一環として教育の自由を有することを前提に、国に対して合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利である。この権利は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」であって、国は、「法律の定めるところにより」その権利を確保するために必要な措置を講ずることが要請される。」

## ○ 教育基本法(抄)

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

## ○ 学校教育法(抄)

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

○平成19年2月、民主党提出の「日本国教育基本法案」(抄)

第3条 何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。

3 国及び地方公共団体は、すべての幼児、児童及び生徒の発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備のための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第4条 国及び地方公共団体は、すべての国民及び日本に居住する外国人に対し、意欲を持って学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならない。

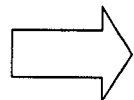
第7条 何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。

3 国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する。

- 幼稚園設置基準に対する要望以外、学校の設置基準の廃止又は条例委任を希望するといった地方自治体等からの要望は出されていないと認識。

幼稚園設置基準に関する要望(幼稚園設置基準の規制緩和関係) [全国知事会] (平成 19 年 10 月 23 日)

幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において 2 階に保育室を置く場合、その園舎を「不燃構造」とする必要があるが、これは児童福祉施設最低基準を上回るもの(保育所は 3 階以上の場合、不燃構造を要求)であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものであるため、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。



幼稚園設置基準については、10月26日付けで回答したが、全国知事会のご指摘のとおり対応することとしている。

● 全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、学校の施設、設備、編成等について、国として、全国統一的な「学校」としての最低基準を定めることが必要であり、当該基準は、国公私を問わず共通に適用されるもの。

● 学校設置基準は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として、学校の根幹に関わるものであるため、「標準」や「参酌すべき基準」では、国の役割を果たせない。

※ 認定こども園の認定基準は「参酌すべき基準」となっているが、認定こども園は、基本的には、既存の幼稚園・保育所を基礎としており、その設置基準を満たすことを前提としている。

<以下の点について、どのようにお考えなのか、内閣府の見解をお伺いしたい。>

○ 何が「学校」であるのかということを示した最低の基準としての学校設置基準が、何故、都道府県毎に異なっても良いと考えるのか。

○ 日本国憲法や教育基本法等が求める「ひとしく教育を受ける権利」が確保されないことになるのではないか。



## 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備 考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>

## 第3次勧告（抄）

～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～

### 3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

##### (4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

##### (イ) 「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。

この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうち的基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ)「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すものであることから、これを十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

● 学校設置基準については、地域の状況を踏まえた対応が可能となるよう、弾力的、大綱的な規定となっている。

● 具体的には、原則となる内容を定めた上で、「特別の事情があり、かつ、教育上(及び安全上)支障がない場合」に限って、例外を認めている。

→ 例外を無制限に認めているわけではなく、学校の教育水準を保障するため、満たすべき最低基準を定めている。

### <参考資料>

- 小学校設置基準(12頁)
- 中学校設置基準(15頁)
- 高等学校設置基準(18頁)
- 幼稚園設置基準(22頁)

# 小学校設置基準

(平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十四号)  
最終改正：平成十九年一月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

## 第一章 総則

### （趣旨）

第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

## 第二章 編制

### （一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

### （学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えな

なければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積	
児童数	面積 (平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$
ロ 運動場の面積	
児童数	面積 (平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200